

參考資料3

(部分要約)

Actuarial Issues:

Allocation of Consideration and the Closed Block

Daniel J. McCarthy

January 11, 1993

"Demutualization of Life Insurers"
Practising Law Institute Commercial Law and Practice
Course Handbook Series Number A-648

補償総額の割当に関する一般的考察 (P183～P189)

補償総額の割当の問題は、ゼロ・サム・ゲームである。保険契約者の間で補償をどのように分配するかを変えても、分配される総額に変化はないからである。ただし、大部分の会社の非相互化においてその規模を考えれば、補償の額は大きいので、分配は慎重な検討を要する問題である。また、法律的にも論理的にも公正な分配が求められる。生命保険会社の複雑性と生命保険商品の複雑性(多くの場合保険会社と保険契約者の長期の契約関係を伴う)から、公正な割当を行うことは一般的に容易な作業ではない。

公平性が求められるのには以下の背景がある。

- a. 分配は、公正かつ衡平でなければならないという基本的要請がある。(「公正かつ衡平」は法律にも規定されているのがほとんどであるが、仮に法律に規定されていないとしても、基本的要請になると思われる)
- b. 法律の規定の存在。法律上は、分配(「組織変更計画全体」と一般的に規定されることもある)は公正かつ衡平でなければならないと規定されているに過ぎない場合もあるが、より詳細に規定される場合もある。モデル法("Williams Act")では、法定剰余金に対する過去の実績に基づく貢献額が公正性の判断に関係することが強調されている。NY州法では「補償は、保険契約者への補償の総額に対する各保険契約の種類毎の相対的寄与度を見積り斟酌する」旨規定されている。
- c. SOAタスクフォースのレポートは専門家による公正性の原則に関する極めて重要な報告であり、「分配は主として剰余金に対する保険契約者の相対的貢献額を基礎としなければならない」とする。さらに、相対的貢献額を蓄積資産から必要資産を控除して考えるものとし、まず同種の保険契約または特定の保険契約の事業実績から蓄積された資産を算出し、次いで将来の収入保険料を考察のうえ、当該保険種類または保険契約の契約債務(配当も含める)を履行するのに現時点での必要な資産の額を計算するものとする。この両者の差が、当該保険種類または保険契約の貢献額⁴²となる。
- d. 先例により築かれた原則。
過去の主要な実例を見れば、貢献額が分配の基本的基準となることが立証される。先例において異なる点は貢献額が過去の実績のみに基づくか(基準日時点の「蓄積資産－責任準備金」)、将来の予測も加味するか(上記 c の場合)だけである。

実務的には、以下の 3 点を決める必要がある。

「固定部分と変動部分」(保険契約者に頭割りで分配する部分と貢献額に比例する部分の決定)

⁴² 貢献額は Contribution の訳語であるが、米国において、また以下のマッカーシー氏の話においても、これは計算上の Actuarial Contribution (AC) を意味しており、「寄与分の実額」のようなものではないことが明確に認識されている。日本語の寄与分のニュアンスと Contribution は大分異なる。以下米国の事例で Contribution は貢献額と訳すこととした。

「過去の実績だけに基づくか、過去の実績および将来の見積りの合計とするか」
「オーファン・サーブラス」の扱い方法

以下詳述する。

a. 固定部分と変動部分

固定部分と変動部分の問題は、「社員権」と「貢献額」のバランスの問題と言える。具体的な影響は、貢献額の小さい契約者（通例、小額契約の個人契約者など）と、貢献額の大きな契約者（通例、グループ保険及び大型契約の個人契約者）との間での割当ての分布の形状の差となって現れる。固定部分は“契約毎”か“保険契約者毎”である。いずれであるかは、保険契約者の投票権に係る州法の規定よるところが大きく、例えばメイン州、ミシガン州、ミネソタ州では契約毎であり、その他の、例えば、ニューヨーク州では保険契約者毎で契約者がいくら多くの契約を持っていても投票権は一つとされている。

b 将来の貢献額

貢献額の算出方法は、業法の規定内容（モデル法では過去の実績を用いることを想定している）と理論上の要請により左右される。

i. 過去の実績は、幾つかの仮定を置き、計算上の取決めを行うことで個別契約毎に算出することができる。将来の見積は、個別契約がいつまで継続するのか不明であり、種類毎の予測ができるに過ぎないから、契約種類毎に算出できるに止まる。

ii. i で論じた通り、過去の実績は、事実に基づく（データには限界がある以上、ここでいう「事実」も正確というよりは概算である）。将来に関する計算は、予測に基づくものであるから、全体で見るとしても必ずしも正確であるとは言えない。

iii. 閉鎖勘定を設定した際に(ii)の例外が起こる。閉鎖勘定は一定の法定財務諸表上の価値のある資産（Aと呼ぶ）と負債（Lと呼ぶ）を有する。閉鎖勘定は最後に資産・負債ともにゼロとなる訳であるから、閉鎖勘定の存続期間に亘る将来の法定剰余の合計額は $L-A$ に等しい。（ここで閉鎖勘定は会社が追加の資金拠出を求められないように運営されることを想定している。） $L-A$ の金額が、エクイタブルがそうであったように、かなりのものとなる場合には、この剰余金への「既に組み込まれた（"Locked in"）」将来の貢献額を割り当ての際に含めて考えることが望ましい。

c. オーファン・サーブラス

オーファン・サーブラスの問題について例示する。2種類の保険があり、それぞれ2人の契約者のいる会社を想定する。会社の剰余金の合計が100であるとし、40が保険種類Aから60が保険種類Bから発生したものと仮定する。今、個々の契約の貢献額が、

| | | | | |
|----|-----|----|-----|-------------------------|
| A1 | 30、 | A2 | -10 | （保険種類Aのオーファン・サーブラスは20） |
| B1 | 40、 | B2 | 60 | （保険種類Bのオーファン・サーブラスは-40） |

であったとする。保険種類 A の純貢献額は 20 で保険種類 B の純貢献額は 100 であることになり、保険種類 A のオーファン・サーブラスは 20 で保険種類 B のオーファン・サーブラスは -40 となる(オーファン・サーブラスは、現存契約者の貢献額の合計と保険種類毎の剩余金の差として定義される)。

ここで、オーファン・サーブラスを考慮せずに、個々の契約者の貢献額を基に計算するとすると、

| | | | |
|----|-----------|-----|--------------|
| A1 | 30 | または | 23.1% |
| A2 | 0 | または | 0.0% |
| B1 | 40 | または | 30.8% |
| B2 | <u>60</u> | または | <u>46.1%</u> |
| | 130 | | 100.0% |

この方法では、会社の剩余に対する正の貢献額に比例して補償を行う。

オーファン・サーブラスを、各保険種類毎に正の貢献額に比例して配付するものとすると、

| | | | |
|----|-----------|-----|--------------|
| A1 | 40 | または | 40.0% |
| A2 | 0 | または | 0.0% |
| B1 | 24 | または | 24.0% |
| B2 | <u>36</u> | または | <u>36.0%</u> |
| | 130 | | 100.0% |

※どちらも、負の貢献額はゼロの貢献額とした。

貢献額の合計はこの例では異なっているが、計算で用いられるのは比率であり絶対額ではないから問題ない。ここで注意すべきことは、後者では各保険種類毎の剩余金が考慮され、前者では考慮されないとである。オーファン・サーブラスを割当において考慮するか否かは、どちらが正当か否かの問題ではなく、過去その会社がどのような運営を行ってきたかによって決まるべき問題である。実例を見ると、ノースウエスタン・ナショナルではオーファン・サーブラスを考慮しているが、UMUM、マカビーズ、エクイタブルの例では考慮していない。

補償総額の割当 ー 貢献額("Contribution")の算出(P190~P193)

1. 過去の貢献額

各保険契約者の保険会社に対する過去の貢献額を算出するというのは、「資産の蓄積」に着目した考え方である。保険契約者は「保険料」を払い込む。保険会社には「事業費」が発生する。さらに、現在継続

中の保険契約者は死亡してはいないが、生命保険契約による保障の利益を享受したのであり、その費用として「危険保険料の賦課」がある。また、「配当」が支払われている場合もある。したがって、保険契約者の毎年の保険会社への差引現金収支は保険料から、事業費、支払保険金、配当を控除したものとなる。この額を貢献額の積立と考えることにする。この積立には、税金を控除した率で投資運用益が付加される。簡単に説明すれば、上記の通り、保険料、事業費、支払保険金、配当、運用利回り、税金の各要素を、保険契約年度から現在までの毎年の実績に基づき決定し、かつ、現時点までの資産合計の蓄積経過を計算することで貢献額は算出できる。次いで、剩余金に対する過去の貢献額は蓄積額から当該保険契約に対する帳簿上の負債の額を引くことで簡単に算出できる。

以下の点に留意する必要がある。

- a. この計算では消滅契約の保険契約者は考慮していない。ただし、いくつかの要素(例、事業費)の算出においては、各年ごとに保険会社の総費用と(消滅した契約にかかったものも含め)当時の有効契約のすべてを考慮して計算される。
- b. 危険保険料の賦課と解約・失効契約にかかる会社の損益とでは理論的取扱いに差がある。我々は死亡危険をブーリングすることは生命保険の本質と考えており、そのリスク費用を死亡保険金の請求のない契約にも賦課するが、消滅契約から生じた損益については現存契約者に賦課・還元を行わないからである。消滅損益を考慮しない理由は、「継続率のリスクは保険の目的の本質要素ではないと考えられる」、「消滅を考慮して計算を行うことが事実上困難である」、「実際に計算をしても予想される結果とはかなり異なったデータになってしまふ」などが考えられる。
- c. a. と b. から現存契約者の剩余金への過去の貢献額を合計しても(正のものと負のものを考慮したとしてもなお)保険会社の剩余金とは一致しない。この差は計算上の誤りでも誤差でもない。ここで示されているのは、オーファン・サープラス(消滅契約からの剩余金への貢献額)が、正の場合にも負の場合にも、計算において考慮されていないということである。

以上の計算の基礎は保険契約の性質によって異なることになるが、その保険会社の実績に基づいて、各保険契約に伴うリスクをどの様に負担するか首尾一貫した方法で計算をするという目的は共通である。

個人保険について個々に直接計算を行うのは、実際的ではない。そこで、過去いろいろな時点で契約された、特徴のある契約についてモデルとなるセルを作り(モデルの決定要素は、契約年度、保険種別、年齢、性別、高額割引等で料率が変わる場合にはそれを判定するために保険金額、その他である)、モデルの各セル毎に計算を行う(ある程度の規模の会社になれば、個人契約について1000から2000のセルを作ることも珍しくない)。計算結果は、各セル毎に適切な指標(保険金額比例や責任準備金比例として)と共に示される。他の契約についてはこのセルを用いて按分される。

2. 将来の貢献額

将来の貢献額を考える場合も基本的考え方は過去の貢献額の算出と同じである。ただし、以下の点が

異なってくる。

a. 実績に基づいた要素(支払保険金の賦課、運用利回り)が、将来の場合には予測値になる。通例、現状の条件が継続するものと仮定するが、実際にそうなると断定しているからではなく、保険種類、保険種目間で計算基礎の一貫性を保つためである。分配がゼロ・サム・ゲームであるとすれば、一貫性が公正性担保の手段として最善である。

b. 過去の実績の場合には、(割当対象の保険契約はすべて継続しているから)継続率は考慮しないが、将来の場合には考慮する必要がある。

3. データの必要性

会社によって実情は異なるが、個人契約を考えると 70 年前の契約すらありうるから、すべての保険契約種類の過去の実績を算出するのに必要なデータをすぐ用意できる会社はないと考えておいたほうがよいだろう。したがって、以下のことが必要になる。

a. データ収集。入手可能なデータを集める。

b. 推定。財務諸表や公式記録(役員会資料など)など入手が容易なものから推定できるものについては見積もりを行う。

c. 調整。業界全体のデータなどを用いて、足りない項目を埋める。

非相互化においては、作業は慎重に行われてきた。分配が合理的に「公正かつ衡平」と言えるものになるようにするために。

配当の期待の保護 (P194~195)

有配当契約者は会社の「配当可能剰余金」の公正な分配を受ける権利を有する。具体的には、次のいずれかである。

1. 契約者配当は毎年決定され、現行の配当基準が継続するならば将来支払われるであろうとする保険募集資料に例示されるような形で期待される場合(例:個人保険)

2. 配当がほとんどない場合:定期的に料率の要素の見直しが行われるが、配当とは見なされないものの場合(例:据置年金で金利が変化するもの、医療保険で保険料が変更されるもの)

3. 每年配当はあるが、特定の契約の実績に基づくもので、毎年額が大きく変動するものの場合(大規模な団体保険契約)

4. 配当がなく、コストを保障された契約と考えられるものの場合(即時年金)

保険契約者保護装置の目標はそれがいかなるものであっても、過去の有配当契約の取扱いと同様の将来の取扱いを保障するものでなければならない。

理論的には会社がそのように取扱うことを約束しさえすればいいのであるが、保険契約者側からすると信憑性がないかも知れず、また配当決定要素は非常に複雑なので、毎年そのとおりに行われているかの判定が難しい。

クローズド・ブロックは会社の約束を測定し、それが履行されているかを定量化するものである。

クローズド・ブロックの設定は1. のケースのみ行う。

2、4には配当の期待はなく、3の場合の契約者は価格交渉力を有していると見なされ、通常の取扱いを行うことで十分である。

- ・個人保険契約のほぼ全てについてクローズド・ブロックに含まれる対象になる。
- ・クローズド・ブロックの設定は、そこにその資産から生じた投資収益全てと、保険契約にかかる収入ならびに一部の費用を除く他全てを直課するところのメモランダム勘定として特定の資産を確保するものである。
- ・余った現金は他の資産に再投資されるとともに、勘定の一部になる。
- ・会社はクローズド・ブロックの資産が計画どおりに縮小するように、定期的に配当基準を調整する。
- ・一旦クローズド・ブロックの初期資産が確定した後は、配当基準だけが主要な業務となる。その意味で初期資産の確定は重要で以下に基づくものである。
 - a. 実績の要素(死亡保険金、解約、事業費や適切な配当基準に基づく配当、正味保険料の収入)に基づいた将来の財務要件のプロジェクト
 - b. 投資リスクを考慮した上で、a. の条件を満たす資産の選定
- ・aでは何が適切な配当基準かと言うのが重要な問である。例えばニューヨーク州が組織変更計画を採択した時の配当基準としているように、州法で定める場合がある。
- ・bで大事なのは、再投資利回りをどうするかという問題。
- ・クローズド・ブロックが長期に亘って継続することを考えると、現在の資産はクローズド・ブロック消滅のずっと前に満期・償還を迎える。

・重要な点は、配当基準が適切であろうとなかろうと、配当基準と再投資は連動しなければならないということ。

・死亡率、継続率等、他の実績率も同様に配当基準との関連付けが必要であるが、これらはそれほど大きく変化することなく、また再投資利回りほどは資産のファンディングに大きな影響を及ぼさない。

・クローズド・ロックにおける将来の維持費の取扱い方にはいくつかある。事業費がクローズド・ロックにチャージされる場合には、その分ファンディングが必要になるので将来の維持費をクローズド・ロックに含めても含めなくても大差ないと考えることもできる。設定に当たって考慮すべき点は

a. 維持費を含めると、クローズド・ロックの機能はより相互会社に似てくる訳で、事業費リスクは保険契約者が負担する。

b. 維持費を含めると、それを除いた場合と比べてクローズド・ロックの資産規模を大きくする必要がある。このためクローズド・ロックに含める適当な資産がない場合に、問題がより難しくなる。

c. クローズド・ロックへの事業費のチャージは、会社全体の事業費のアロケーションの問題であって、要は判断の問題である。従って、保険会社の中には、クローズド・ロックを設定した時の事業費の賦課の適切性について、後から議論になることを避けるため、クローズド・ロックには事業費をチャージしないというところもある。

しかしながら、保険会社は税金のリスクについては、事業費のリスクよりコントロールが難しいので、一般的に税金(事業税や法人税等)についてはクローズド・ロックに賦課したいと考える。

据置年金等の金利が定期的に見直されるものについては、難しい問題がある。実際守るべき配当の期待はない訳であるが、定期的に価格の変更(医療保険の場合には保険料の変更、年金の場合には金利の変更)を伴う。

会社は理論的には、以前以上にこのような価格の非配当要素を調整することで将来的にはより大きな差益を享受する可能性がある。このような問題が指摘されたのはエクイタブルのケースであるが、エクイタブルの組織変更計画はタイプ2の契約や、一つのタイプ4の契約を特定し、それについて予想される収益差額が予め定められ、それらの契約にとって適當と考えられる何らかのインデックスに関連付けられる(例えば医療保険契約については保険料に対する支払の率というように)。

エクイタブルはこういったインデックスが一定の範囲に止まるよう、価格の要素を管理することを計画書、ならびに行政への詳細な報告書の中で約束している。一定の範囲は、保険契約の還元の実績に基づいて定められ、また、将来の貢献額の計算に使用された仮定とも整合性が取られている。